

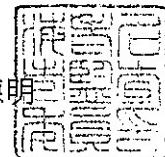


海老名市監査委員告示第 13 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、経済環境部、農業委員会事務局の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

令和2年11月30日

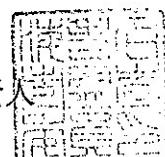
海老名市監査委員 雨宮 徳明



海老名市監査委員 清水 昭三



海老名市監査委員 森下 賢人



定期監査結果報告書

1 監査の対象部課及び所掌事務

【経済環境部】

(1) 商工課

商工業の振興及び指導に関すること。中心市街地活性化の推進に関すること。労働者福祉に関すること。計量に関すること。部の庶務及び調整に関すること。部内の事務分掌の調整に関すること。にぎわい振興に関すること。ふるさと納税返礼品事業に関すること。

(2) 農政課

農業の振興に関すること。農産物等の病害虫の防疫及び防除に関すること。鳥獣保護及び捕獲に関すること。家畜伝染病に関すること。農業委員会との連絡に関すること。農地の改良及び保全に関すること。農業用排水施設等に関すること。農業拠点施設に関すること。内水面漁業に関すること。地産地消の推進に関すること。地場農産物ブランド化の推進に関すること。

(3) 環境課

環境政策の企画推進及び調整に関すること。環境マネジメントシステムに関すること。公害に関すること。狂犬病予防に関すること。愛玩動物の適正な飼育の啓発に関すること。放射線対策に関すること。水道等の衛生管理に関するここと。廃棄物の処理に関すること。ごみの減量化に関すること。資源化の推進に関すること。美化推進に関すること。高座清掃施設組合との連絡調整に関するここと。資源化センターに関するここと。廃棄物の収集運搬に関するここと。美化センターに関するここと。

【農業委員会事務局】

総会の招集、議案その他総会、議事録に関するここと。文書物件の收受、発送及び保管に関するここと。規程等の制定、改廃及び公表に関するここと。諸証明の発行に関するここと。公印の管理に関するここと。委員の諸届けその他委員の連絡に関するここと。関係行政機関との連絡に関するここと。農業改良普及事業に関するここと。農業委員会の権限に関するここと。農地台帳等の管理に関するここと。農業者年金に関するここと。農地法（昭和 27 年法律第 229 号）その他の法令によりその権限に属する農地の利用関係の調整に関する事項及び農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）によりその権限に属する事項に関するここと。土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）その他の法令により、その権限に属する農地等の交換分合に関するここと。農地等の利用関係に関するあっせん及び争議の防止に関するここと。国有農地等の維持管理に関するここと。登記事務に関するここと。その他農地に関するここと。

2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

3 監査の対象期間

令和元年10月1日から令和2年9月30日まで

4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行・収入支出に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 財産管理に関する事務
- (4) 庶務に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務

5 監査年月日

令和2年11月26日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。